

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」新旧対照表

改正案	現行
<p><u>個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>の規定により金融庁長官が行う処分に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 <u>個人情報保護法第82条第1項</u>の規定に基づく開示決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（<u>個人情報保護法第80条</u>）。</p> <p>2 <u>個人情報保護法第82条2項</u>の規定に基づく開示しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（<u>個人情報保護法第81条</u>）</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を金融庁において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>個人情報保護法第122条第2項</u>に該当する場合若しくは<u>同法第60条第1項</u>に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が<u>個人情報保護法第122条第1項</u>に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合</p> <p>五 開示請求書に<u>個人情報保護法第77条第1項各号</u>に規定する事項の記載の不備</p>	<p><u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）</u>の規定により金融庁長官が行う処分に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 <u>行政機関個人情報保護法第18条第1項</u>の規定に基づく開示決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（<u>行政機関個人情報保護法第16条</u>）。</p> <p>2 <u>行政機関個人情報保護法第18条2項</u>の規定に基づく開示しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（<u>行政機関個人情報保護法第17条</u>）</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を金融庁において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>行政機関個人情報保護法第45条第2項</u>に該当する場合若しくは<u>同法第2条第3項</u>に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が<u>行政機関個人情報保護法第45条第1項</u>に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合</p> <p>五 開示請求書に<u>行政機関個人情報保護法第13条第1項各号</u>に規定する事項の記</p>

改 正 案	現 行
<p>がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年若しくは成年被後見人にあつては本人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。））であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保有個人情報該当性に関する判断基準）</p> <p>第3条 開示請求の対象が個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 「行政機関等が保有している」とは、当該行政機関等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。</p> <p>五 「行政文書又は法人文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。</p> <p>したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。</p> <p>また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。</p> <p>（不開示情報該当性に関する判断基準）</p> <p>第4条 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当する</p>	<p>載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保有個人情報該当性に関する判断基準）</p> <p>第3条 開示請求の対象が行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 「行政機関が保有している」とは、当該行政機関が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。</p> <p>五 「行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。</p> <p>したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。</p> <p>また、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。</p> <p>（不開示情報該当性に関する判断基準）</p> <p>第4条 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当する</p>

改 正 案	現 行
<p>かどうかの判断は、別添「保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準」により行う。</p> <p>なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。</p> <p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報について、<u>個人情報保護法第79条</u>に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。</p> <p>一 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。</p> <p><u>個人情報保護法第78条</u>では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、<u>同法第79条第1項</u>の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について (<u>個人情報保護法第79条第2項</u>)</p> <p>イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、<u>個人情報保護法第78条第2号</u>に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、<u>同法第79条第1項</u>の規定により開示することになる。</p> <p>ただし、<u>同項</u>の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準)</p>	<p>かどうかの判断は、別添1「保有個人情報の不開示情報性に関する基準」により行う。</p> <p>なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。</p> <p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報について、<u>行政機関個人情報保護法第15条</u>に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。</p> <p>一 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。</p> <p><u>行政機関個人情報保護法第14条</u>では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、<u>同法第15条第1項</u>の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について (<u>行政機関個人情報保護法第15条第2項</u>)</p> <p>イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号</u>に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、<u>同法第15条第1項</u>の規定により開示することになる。</p> <p>ただし、<u>同法第15条第1項</u>の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準)</p>

改 正 案	現 行
<p>第6条 開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（<u>個人情報保護法第81条</u>）に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（訂正決定等の審査基準）</p> <p>第7条 <u>個人情報保護法第93条第1項</u>の規定に基づく訂正をする旨の決定は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。</p> <p>なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。</p> <p>2 <u>個人情報保護法第93条第2項</u>の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>個人情報保護法第90条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合</p> <p>三 （略）</p> <p>四 訂正請求書に<u>個人情報保護法91条第1項各号</u>に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（<u>同法第90条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人</u>であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>五～七 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（利用停止決定等の審査基準）</p>	<p>第6条 開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（<u>行政機関個人情報保護法第17条</u>）に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（訂正決定等の審査基準）</p> <p>第7条 <u>行政機関個人情報保護法第30条第1項</u>の規定に基づく訂正をする旨の決定は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。</p> <p>なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。</p> <p>2 <u>行政機関個人情報保護法第30条第2項</u>の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>行政機関個人情報保護法第27条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合</p> <p>三 （略）</p> <p>四 訂正請求書に<u>行政機関個人情報保護法28条第1項各号</u>に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（<u>未成年又は成年被後見人</u>にあっては、<u>本人の法定代理人</u>であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>五～七 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（利用停止決定等の審査基準）</p>

改 正 案	現 行
<p>第8条 <u>個人情報保護法第101条第1項</u>の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。</p> <p>また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>個人情報保護法第61条第2項</u>の規定に違反して保有されている場合 「個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、<u>同条第3項</u>に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。</p> <p>三 <u>個人情報保護法第69条第1項及び第2項</u>の規定に違反して利用されている場合 「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。</p> <p>四 保有個人情報が<u>個人情報保護法第69条第1項及び第2項</u>の規定に違反して提供されている場合 「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。</p> <p>2 <u>個人情報保護法第101条第2項</u>の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>個人情報保護法第90条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p>	<p>第8条 <u>行政機関個人情報保護法第39条第1項</u>の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。</p> <p>また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>行政機関個人情報保護法第3条第2項</u>の規定に違反して保有されている場合 「行政機関個人情報保護法第3条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、<u>同法第3条第3項</u>に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。</p> <p>三 <u>行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項</u>の規定に違反して利用されている場合 「行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。</p> <p>四 保有個人情報が<u>行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項</u>の規定に違反して提供されている場合 「行政機関個人情報保護法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。</p> <p>2 <u>行政機関個人情報保護法第39条第2項</u>の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>行政機関個人情報保護法第27条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p>

改 正 案	現 行
<p>三 <u>個人情報保護法第98条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 利用停止請求書に<u>個人情報保護法第99条第1項各号</u>に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（同法第98条第2項の規定による利用停止請求にあつては、<u>利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人</u>であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる^{と認められる場合は、原則として、}利用停止請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>個人情報の保護に関する法律第124条及び個人情報の保護に関する法律施行令第30条第1項の規定に基づき、金融庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の一部について委任した件（令和4年金融庁告示第17号）</u>に基づき、金融庁長官から権限又は事務の一部の委任を受けた証券取引等監視委員会事務局長及び公認会計士・監査審査会事務局長は、個人情報保護法に基づく処分をするために必要とされる基準をこの訓令に準じて定めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別添 保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準</p> <p>1 開示請求者に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第1号</u>）についての判断基準</p> <p><u>個人情報保護法第78条第1号</u>が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即</p>	<p>三 <u>行政機関個人情報保護法第36条第1項各号</u>に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合</p> <p>四 (略)</p> <p>五 利用停止請求書に<u>行政機関個人情報保護法第37条第1項各号</u>に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（<u>未成年又は成年被後見人</u>にあつては、<u>本人の法定代理人</u>であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる^{と認められる場合は、原則として、}利用停止請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第46条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項の規定に基づき、金融庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成17年金融庁告示第12号）</u>に基づき、金融庁長官から権限又は事務の一部の委任を受けた証券取引等監視委員会事務局長及び公認会計士・監査審査会事務局長は、<u>行政機関個人情報保護法</u>に基づく処分をするために必要とされる基準をこの訓令に準じて定めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別添 保有個人情報の不開示情報該当性に関する基準</p> <p>1 開示請求者に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第1号</u>）についての判断基準</p> <p><u>行政機関個人情報保護法第14条第1号</u>が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケ</p>

改 正 案	現 行
<p>して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第2号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第2号本文</u>）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の規定により判断する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（<u>個人情報保護法第78条第2号イ</u>）について</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（<u>個人情報保護法第78条第2号ロ</u>）について</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。</p> <p>(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第2号ハ</u>）について</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、<u>個人情報保護法第78条第2号イ</u>に該当する場合には開示する。</p> <p>例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成</p>	<p>ースに即して慎重に判断するものとする。</p> <p>2 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号本文</u>）について</p> <p>ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号</u>の規定により判断する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号イ</u>）について</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号ロ</u>）について</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。</p> <p>(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号ハ</u>）について</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号イ</u>に該当する場合には開示する。</p> <p>例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成</p>

改 正 案	現 行
<p>され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。</p> <p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第3号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第3号本文</u>）について</p> <p>ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。</p> <p>イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、<u>個人情報保護法第78条第2号</u>の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（<u>個人情報保護法第78条第3号ただし書</u>）について</p> <p>当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。</p> <p>(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（<u>個人情報保護法第78条第3号イ</u>）について</p>	<p>され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。</p> <p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号本文</u>）について</p> <p>ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号</u>の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第7号の規定に基づき判断する。</p> <p>イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号</u>の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号ただし書</u>）について</p> <p>当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号</u>の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。</p> <p>なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。</p> <p>(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号イ</u>）について</p>

改 正 案	現 行
<p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 任意に提供された情報 (<u>個人情報保護法第78条第3号ロ</u>) について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「<u>行政機関等</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、<u>行政機関等</u>の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、<u>行政機関等</u>が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。</p> <p>ウ 「<u>行政機関等</u>の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、<u>行政機関の長等</u>が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 「条件」については、<u>行政機関等</u>の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、<u>個人情報保護法第78条第3号ロ</u>には該当しない。</p> <p>4 国の安全等に関する情報 (<u>個人情報保護法第78条第4号</u>) についての判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 任意に提供された情報 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号ロ</u>) について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「<u>行政機関</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、<u>行政機関</u>の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、<u>行政機関</u>が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。</p> <p>ウ 「<u>行政機関</u>の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、<u>行政機関の長</u>が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 「条件」については、<u>行政機関</u>の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、<u>行政機関個人情報保護法第14条第3号ロ</u>には該当しない。</p> <p>4 国の安全等に関する情報 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第4号</u>) についての判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に</p>

改 正 案	現 行
<p>反することとなる、他国等の意思に一方向的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第4号</u>に該当する。</p> <p>(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第4号</u>に該当する。</p> <p>5 公共の安全等に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第5号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）<u>第1編第2章</u>に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、<u>個人情報保護法第78条第5号</u>に該当する。</p> <p>(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、<u>個人情報保護法第78条第5号</u>に該当する。</p> <p>また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるな</p>	<p>反することとなる、他国等の意思に一方向的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、<u>行政機関個人情報保護法第14条第4号</u>に該当する。</p> <p>(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、<u>行政機関個人情報保護法第14条第4号</u>に該当する。</p> <p>5 公共の安全等に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第5号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）<u>第2章</u>に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、<u>行政機関個人情報保護法第14条第5号</u>に該当する。</p> <p>(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、<u>行政機関個人情報保護法第14条第5号</u>に該当する。</p> <p>また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるな</p>

改 正 案	現 行
<p>ど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、<u>同号</u>に該当する。</p> <p>一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、<u>同条第7号</u>の規定により判断する。</p> <p>6 審議、検討等に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第6号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、<u>個人情報保護法第78条第6号</u>の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。</p> <p>ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して同号に該当するかどうか判断する必要がある。</p> <p>また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、<u>同号</u>に該当する。</p> <p>7 事務又は事業に関する情報（<u>個人情報保護法第78条第7号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（<u>個人情報保護法第78条第7号本文</u>） ア～ウ (略)</p> <p>(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（<u>個人情報保護法第78条第7号ハ</u>）</p>	<p>ど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、<u>行政機関個人情報保護法第14条第5号</u>に該当する。</p> <p>一方、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号</u>の規定により判断する。</p> <p>6 審議、検討等に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第6号</u>）についての判断基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、<u>法第14条第6号</u>の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。</p> <p>ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して<u>行政機関個人情報保護法第14条第6号</u>に該当するかどうか判断する必要がある。</p> <p>また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、<u>同法第14条第6号</u>に該当する。</p> <p>7 事務又は事業に関する情報（<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号</u>）についての判断基準</p> <p>(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号本文</u>） ア～ウ (略)</p> <p>(2) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号イ</u>）</p>

改 正 案	現 行
<p>ア (略)</p> <p>イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、<u>個人情報保護法第78条第7号ハ</u>に該当する。</p> <p>(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 (<u>個人情報保護法第78条第7号ニ</u>)</p> <p>国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (<u>個人情報保護法第78条第7号ホ</u>)</p> <p>国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (<u>個人情報保護法第78条第7号ヘ</u>)</p> <p>国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号イ</u>に該当する。</p> <p>(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号ロ</u>)</p> <p>国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号ハ</u>)</p> <p>国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号ニ</u>)</p> <p>国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事</p>

改 正 案	現 行
<p>構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(6) 「<u>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u>」 (<u>個人情報保護法第78条第7号ト</u>)</p> <p>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、<u>個人情報保護法第78条第3号</u>の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。</p>	<p>構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。</p> <p>(6) 「<u>国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u>」 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第7号ホ</u>)</p> <p><u>国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、行政機関個人情報保護法第14条第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。</u></p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。